

■厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当病院は、厚生労働大臣が定める基準による保険診療を行なっている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院では、認知症治療病棟入院料1、精神科急性期治療病棟入院料1 精神病棟15対1入院基本料、精神療養病棟入院料を届け出ています。なお、各病棟、時間帯毎で看護職員（看護師・准看護師）及び看護補助者の配置は異なります。

新1病棟（認知症治療病棟入院料1）では1日に15人以上の看護要員が勤務しています。その内、看護職員（看護師・准看護師）は8人以上です。又、看護補助者は7人以上です。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受け持ちは13人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ちは11人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分までは看護職員1人当たりの受け持ちは26人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ちは52人以内です。
- ・深夜0時30分から朝8時30までは看護職員1人当たりの受け持ちは26人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ちは52人以内です。

新2病棟（精神科急性期治療病棟入院料1）では1日に18人以上の看護要員が勤務しています。その内、看護職員（看護師・准看護師）は12人以上です。又、看護補助者は6人以上です。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受け持ちは7人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ちは9人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分までは看護職員1人当たりの受け持ちは26人以内です。
- ・深夜0時30分から朝8時30までは看護職員1人当たりの受け持ちは26人以内です。

東病棟（精神病棟15対1入院基本料）では1日に15人以上の看護要員が勤務しています。その内、看護職員（看護師・准看護師）は10人以上です。又、看護補助者は5人以上です。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分までは看護職員1人当たりの受け持ちは9人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ちは13人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分までは看護職員1人当たりの受け持ちは25人以内です。看護補助者1人当たりの受け持ちは50人以内です。
- ・深夜0時30分から朝8時30までは看護職員1人当たりの受け持ちは25人以内です。

北病棟（精神療養病棟入院料）では１日に７人以上の看護要員が勤務しています。

その内、看護職員（看護師・准看護師）は４人以上です。又、看護補助者は３人以上です。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・朝８時３０分～夕方１６時３０分までは看護職員１人当たりの受け持ちは３０人以内です。看護補助者１人当たりの受け持ちは５９人以内です。
- ・夕方１６時３０分～深夜０時３０分までは看護要員１人当たりの受け持ちは３０人以内です。
- ・深夜０時３０分から朝８時３０分までは看護要員１人当たりの受け持ちは３０人以内です。

３．入院療養計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化の基準を満たしています。

４．届出に関する事項

当病院では、九州厚生局長崎事務所に以下の届出を行なっております。

- ・精神科デイ・ケア（大規模なもの）
- ・精神科ショート・ケア（大規模なもの）
- ・重度認知症患者デイ・ケア料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算１
- ・看護補助体制充実加算１
- ・医療保護入院等診療料
- ・療養環境加算
- ・精神科作業療法
- ・認知症夜間対応加算
- ・依存症入院医療管理加算
- ・ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・薬剤管理指導料
- ・後発医薬品使用体制加算１

- ・精神科急性期医師配置加算 2 のロ
- ・治療抵抗性統合失調症治療指導管理料
- ・重症者加算 1
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・通院在宅精神療法の注 1 2 に規定する情報通信機器を用いた精神療法
- ・入院ベースアップ評価料 2 3
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・診療録管理体制加算 3
- ・データ提出加算 1
- ・データ提出加算 3
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅲ）

5. 食事療養費について

【食事に関する事項】

当病院では、入院時食事療養（Ⅰ）／入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

尚、配膳時間の目安はおおむね次のとおりです。

朝	昼	夕
7：30	12：00	18：00 以降

尚、食事療養費の 1 食の自己負担額は以下のとおりです。

	自己負担額
一 般	5 1 0 円
低所得者Ⅱ（9 0 日目までの入院）	2 4 0 円
低所得者Ⅱ（9 1 日目以降の入院）	1 9 0 円
低所得者Ⅰ	1 1 0 円

①特定医療費の支給認定を受けている指定難病患者の方は、1 食につき 3 0 0 円となります。

②平成 2 8 年 3 月 3 1 日において、1 年以上継続して精神病床に入院していた方のうち、平成 2 8 年 4 月 1 日以後も継続して入院する方は、退院するまでの期間は 1 食につき 2 6 0 円となります（合併症等により同日内に他の医療機関に再入院する場合も含む）。

6. 特別室利用に関する事項について

当病院における特別室の利用料金は以下のとおりです。

病棟	室名	金額（税込）	設備
新 2 病棟	160 号室	3,300 円／日	冷暖房、ユニットバス（浴槽・洗面台・トイレ）、テレビ、テーブル、椅子
	161 号室	3,300 円／日	冷暖房、ユニットバス（浴槽・洗面台・トイレ）、テレビ、テーブル、椅子
東病棟	211 号室	5,500 円／日	冷暖房、浴槽、洗面台、トイレ、テレビ、冷蔵庫、テーブル、椅子
	215 号室	2,200 円／日	冷暖房、シャワー、洗面台、トイレ、テレビ、冷蔵庫、テーブル、椅子

7. 保険外負担に関する事項について

当病院では、以下の項目について毎月その使用量・利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。（税込）

①入院患者様の医療外代行業務

1 1 0 円／日（約定書のとおり）

②死亡時の経費

・エンゼルセット：3, 5 2 0 円

・浴衣：3, 2 0 0 円

③移送料（移送に関しては原則ご家族様にお願いしておりますが、当院に移送をご依頼される場合は利用内容に応じた実費の負担をお願いしております。）

他科受診に係る場合：5 4 円／km

④医療相談料（医師によるものに限りします。）

3, 0 0 0 円／回

⑤診療記録等の開示に係る基本手数料

1, 1 0 0 円／回

⑥付き添い者他の寝具

5 5 0 円／日

⑦付き添い者他の食事

・朝食：4 3 0 円

・昼食：5 5 0 円

・夕食：5 5 0 円

8. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

9. 一般名処方加算について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称による処方箋の発行)を行う場合があります。特定の医薬品が不足した場合でも、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。

10. 後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。

現在、全国的に後発医薬品を含む多くの医薬品の供給不足が続いていますが、医薬品の供給不足が生じた場合、速やかに適切に治療計画の見直しを行う体制を整えております。その為、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その際は事前に患者様に十分ご説明を行います。なお、ご不明な点がございましたら主治医または薬剤師にお尋ねください。

作成日：令和7年5月29日

改定日：令和7年10月1日

医療法人 栄寿会

真珠園療養所